

浜の活力再生広域プラン

1 広域水産業再生委員会

| | |
|------|----------------|
| 組織名 | 南島原市広域水産業再生委員会 |
| 代表者名 | 吉田 幸一郎 |

| | |
|-------------|---|
| 広域再生委員会の構成員 | 深江地区地域水産業再生委員会 布津地区地域水産業再生委員会 南島原市有家地区地域水産業再生委員会 西有家地区地域水産業再生委員会 島原半島南部地区地域水産業再生委員会 南島原市延縄・イカ釣り部会 長崎県 南島原市 |
| オブザーバー | |

※再生委員会の規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

| | |
|-------------------|---|
| 対象となる地域の範囲及び漁業の種類 | 対象地域：南島原市 深江地区：いかかご・刺網・たこつぼ・げんじき網-15 藻類養殖-2、クルマエビ養殖-1 布津地区：ごち網-10、刺網-30（うち藻類養殖-18）、一本釣り-18 有家地区：一本釣り・延縄漁業等（たもすくい網、採介藻、たこつぼ、ワカメ養殖業を複合的に経営）-25 一本釣り-6、アオサ養殖-1 西有家地区：延縄-5（うちたもすくい網-5）、たこつぼ-4（うちワカメ養殖-2）、刺網-10、一本釣り-16（うちたもすくい網-10） 藻類養殖-1 半島南部：一本釣り-41、延縄-4、刺網-5、その他（藻類養殖、たこつぼ等）-32、魚類養殖-1 沖 合：延縄-8、イカ釣り-9（かつおひき縄-2） 実人数 計 244 人 |
|-------------------|---|

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状

①南島原市の概要

本市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで熊本県天草地域に面している。平成の市町村合併により平成18年3月に深江町・布津町・有家町・西有家町・北有馬町・南有馬町・口之津町・加津佐町の8町が合併し誕生した。



・水産業の概要

市内には、深江・布津・有家・西有家の4漁協と、平成13年に南有馬・口之津・加津佐の漁協が合併して誕生した島原半島南部漁協の5漁協が所在しており、平成27年度の水揚量は約1,000トンで、水揚げ金額は526百万円となっている。

主な漁場となる有明海は、長崎県・佐賀県・福岡県・熊本県に面し、周辺に多くの都市部や農村部を抱え、陸域からの負荷により富栄養化が進行しやすい、閉鎖性の高い海域となっている。漁船漁業では一本釣り・刺網・たこつぼ漁業等、多数の漁業種類が行われ、タイ・フグ・タコ・イカ・ヒラメ等の多様な魚種が水揚げされているが、漁業者の高齢化や魚類・甲殻類資源の低迷などにより、近年はほとんどの魚種の漁獲量が減少傾向にある。また、養殖漁業では沿岸部でワカメやヒジキ養殖が行われているほか、南部地区では魚類養殖も行われている。

表1. 主要な漁業種類別漁獲量 (管内5漁協合計)

(単位：トン)

| 漁業種類 | 一本釣り | 刺網 | ひき網 | 定置網 | 藻類 養殖業 | その他 | 合計 |
|------|------|-----|-----|-----|-----------|-----|-------|
| H10 | 128 | 253 | 540 | 37 | 802 | 726 | 2,486 |
| H15 | 111 | 227 | 272 | 31 | 399 | 666 | 1,706 |
| H20 | 99 | 167 | 221 | 25 | 597 | 392 | 1,501 |
| H25 | 96 | 155 | 147 | 2 | 467 | 322 | 1,189 |

※漁港港勢調査

各地域の現状

【深江地区】多くの漁業者は、いかかご・刺網・たこつぼ漁業を複合的に行っており、コウイカ・天然クルマエビ・ヒラメ・タコ等が主に漁獲されている。他にも一本釣り漁業や、漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者も含まれる。地元漁協は自営事業としてクルマエビ養殖事業に取り組んでおり、市場出荷の他インターネットを活用した直接販売も実施している。他にも漁協や漁業者及び地域住民が構成員となっている「深江グループプロジェクト活動組織」では、アナアオサの堆肥化や、アマモを題材とした学習など、小中学生を対象として海とのふれあい活動などを積極的に実施している。また、漁協の出荷は主に県漁連への共販出荷を行っている。

【布津地区】主に一本釣り・刺網・ごち網漁業及びワカメ養殖が行われているが、養殖漁業者が刺網やたこつぼ漁業なども行う。漁船漁業ではマダイやシログチ、キスなどが主に漁獲され、ワカメ養殖を行う漁業者の多くは種糸を他市から購入している。また、漁協の出荷は漁連への共販出荷や隣接する島原市の市場出荷を主に行っている。

【有家地区】主に一本釣り・延縄・刺網・たこつぼ漁業などを複合的にっており、タコ・タイ・ガザミやトラフグなど多様な魚種が水揚げされている。他にもワカメ養殖やアオサ養殖も行われている。また、所属する組員は本市で行っている民泊を多数受け入れるなど、漁業体験や魚食普及の活動に取り組んでいる。他にも漁協及び漁業者を中心とした「有家の浜を守る会」では、地域の郷土料理である「イギリス」の普及活動にも積極的な取組を行っている。また、出荷は主に漁協の自営市場で行っている。

【西有家地区】主に一本釣り・たこつぼ・刺網・延縄漁業などの漁船漁業が行われており、タコやタイ、トラフグなど多様な魚種が漁獲され、沖合漁業を営む漁業者の多くが所属している。また、出荷は主に漁協の自営市場で行っている。

【島原半島南部地区】刺網・一本釣り・たこつぼ・ワカメ等の藻類や魚類養殖など多様な漁業が営まれており、タコやマダイ、カサゴ（アラカブ）など多種多様な魚種が水揚げされている。ワカメ養殖を行う漁業者は、自家で種糸の培養まで行っている。出荷は主に漁協の自営市場で行っている。また、以前からブランド化に力を入れており、口之津の早崎瀬戸で漁獲される「早崎瀬戸アラカブ」や、島原半島地区で取り組む「はしり蛸」のブランド化にも、地元漁協は主体となって取り組んでいる。

【沖合漁業】本市内には、東シナ海を漁場とする延縄漁業と、対馬を拠点として、日本海を漁場とするイカ釣り漁業を行う漁業者が所属している。水揚げ等は長崎や対馬の市場・漁港で行われているが、古くから代々続く本地域特有の形態であり、地元水産業の大きな柱の1つとなっている。

・問題点および課題

【1】生産・流通・販売

【生産】

・ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖では、生・加工ともに国内産の需要が高く、今後販売拡大の余地が十分あることから、各地域プランに基づき生産増加を目指している。しかし、種糸などの資材経費が高いことや、収穫時や施設設置時など短期間の作業に必要な人員の不足、及び種糸の入手方法が地区により異なることなどから、広域的な種苗生産や経費削減などへの取組が困難となっている。

・漁船漁業では、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化などの影響で、漁獲量の減少が続いている上、依然として漁業用燃油などの経費が高い状態にあることから、経費削減等の取組が必要となっている。

【流通・販売】

・本地域は半島部に位置し、主な出荷先である長崎魚市までトラックで2時間程度を要する

など、地理的ハンデにより輸送コストが高くなり、流通上の障害となっている。

- ・水産物の地元消費が減少していることに加えて、同じ買受人が地域内の複数市場から買い付けを行っていることから、競争意識が働かず、地元市場でのセリ値や小売価格の低迷につながっている。

- ・市内では南部地区の「早崎瀬戸アラカブ」や島原半島全体で「島原半島はしり蛸」などのブランド化が徐々に定着しているが、各地域単位では商品を常時安定的に確保することが困難であり、大口の注文や、ハイシーズンにおける注文増に対応できない。

- ・市内各地で漁獲されるコロダイなどの雑魚や、ワカメの茎などは、毎年一定量が漁獲・生産されるが、知名度不足や調理の手間などから販売先がほとんど無い。こうした未利用・低利用資源の活用方法や、クルマエビ、マダイなどの加工商品開発については、各地域プランに基づき各漁協で検討しているが、単独の漁協では、商品開発や施設整備、販路拡大などが困難である。

- ・魚類養殖では市況の低迷に加え、餌料・資材等の価格上昇により経営は厳しい状況にあり、高品質で競争力のある養殖魚の生産や販路の見直しなどが必要となっている。

[2]漁協施設

【既存施設】

各漁協において、製氷機や冷凍庫、冷蔵庫などの必要な設備を整備しているが、利用状況の変化等により、機能不足などがみられるため、それらの機能の拡充が大きな課題となっている。

【不足施設】

- ・魚価向上のため、釣り（アラカブ、マダイ、など）、カゴ等（タコ、ガザミなど）について、活魚出荷の促進に取り組んでいるが、時期により、各漁協の活魚施設の収容能力が不足するため、活魚出荷の増大ができない。

- ・漁協直売所が無いため、活魚や小ロット商品（規格外の魚、雑魚など）の地元消費の拡大が困難であるが、これら施設を整備するには、単独漁協では予算的・人員的に困難である。

[3]観光産業との連携

南島原市では、イルカウォッチングや民泊など、海洋資源を活用した観光産業にも積極的に取り組んでおり、年々漁村を訪れる観光客は増加しているが、関係団体と漁業者や漁協との連携が十分図られておらず、観光客等の水産物需要や漁村の活性化に繋がっていない。

[4]資源管理

各漁協において、水産多面的機能発揮対策事業を活用して藻場の造成や干潟の保全、漂着物除去などの資源管理に取り組んでいる。しかし、各漁協単位で組織された活動組織では、特色ある活動が行われる反面、取組範囲が限定的となるため、全体的な藻場や水産資源の回復に至っていない。

また、沿岸域において近年水揚げの減少が顕著であることから、各地先で実施されている個別の資源管理や種苗放流の取組については、より効果的に行うための広域的な連携を検討していく必要がある。

一方、対馬を拠点として、日本海を漁場とするイカ釣り漁業におけるイカ閑散期のかつおひき縄操業時にはクロマグロの混獲が散見されるところである。かつおひき縄操業者は、クロマグロの資源管理において、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で合意された保存管理措置に

基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守する必要があるため、漁獲制限により当該漁業を休漁せざるを得ない事態となれば、沖合漁業の安定操業並びに本プランの推進に支障を来すこととなるため、クロマグロの混獲回避が必要となっている。

[5]新規就業者について

南島原市では「南島原市漁業担い手確保推進協議会」を設立し、新規就業希望者に対しては、県及び市が行う「漁業就業促進総合支援事業」の活用を推進するなど、漁協及び行政が連携して就業者の確保及び定着を図っている。しかし、新規就業者は年々減少し、それに伴う漁業者の高齢化、減少が進んでいる。

また、東シナ海はえ縄漁業など雇用型漁業については、以前から地域の新規就業者の受け皿として、また将来、地元での沿岸漁業へ就業する者の養成機関として、重要な役目を担ってきたが、近年は経営体が減少しており、新規就業者の受け皿としての機能が低下している。

(2) その他の関連する現状

南島原市の人口は、合併直前の平成 17 年には 54,045 人であったが、平成 27 年は 46,535 人と人口減少が進んでいる。今後も同様の予想であるが、平成 27 年に市が作成した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口対策を行う効果により、2060 年（平成 72 年）に人口 3 万人の確保を目標としている。

半島南部に位置するため、県都の長崎市を初め、主要都市までの移動は長時間を必要とする。

本市を含む島原半島全域は、平成 21 年に国内第 1 号の世界ジオパークに認定され、市内に点在するジオサイトと呼ばれる観光名所には多数の観光客が訪れている。また、世界遺産候補「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産で、島原の乱の舞台となった「原城跡」は南有馬地区に所在しており、世界遺産登録を目指している。

南部地域では、イルカウォッチングが盛んに行われており、漁港を訪れる観光客は年間 1 万人に上る。また、修学旅行生などの民泊受入も拡大しており、漁業者宅に訪れた修学旅行生には、一本釣りなどの漁業体験を行うほか、お魚料理教室や、海藻を使った地域の伝統料理「イギリス」作り体験などを行っている。

3. 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

機能再編・地域活性化に関する取組

南島原市内漁村の活力を再生させ、地域水産業の存続・発展を図るために、漁協の枠を超えた下記の取り組みを相互に連携・協力して実施する。

[1]生産・流通・販売対策

【生産対策】

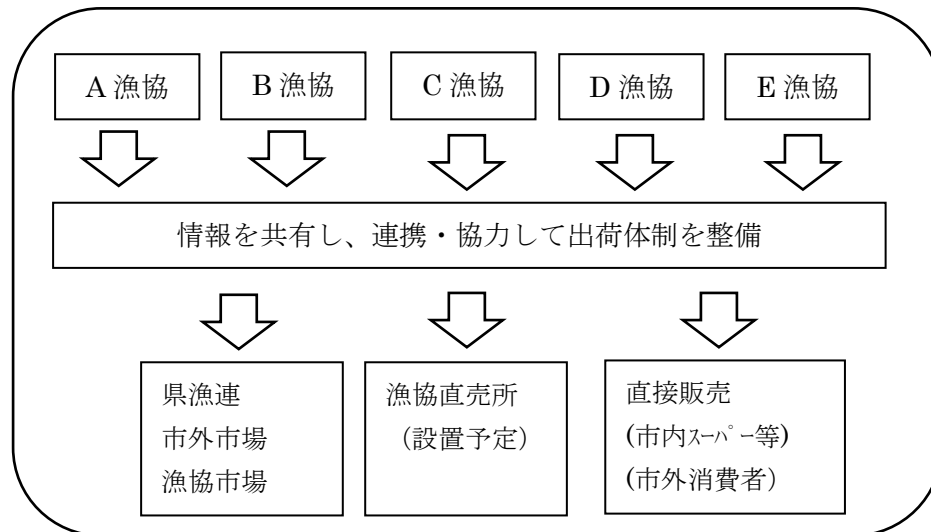
①ワカメやヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すためには、良質な種糸の安定供給と経費削減を図る必要があることから、種糸の共同生産や共同購入、又は自給生産などの現状を調査し、地域に適した種苗の安定供給と経費削減方法の確立を図る事で、今後の増産や新規参入を促進する。また、労働力の地域間協力、共同作業の促進などを行い、養殖拡大に伴う人員不足の解消に取り組む。

②漁船漁業においては、燃油等経費削減を図る取り組みとして、個別に省燃油活動は実施し

ながら、無駄な漁場探索等を避けるためのグループ操業や、統一的な速度規制の実施等を検討し、効率的な操業体制の推進を図る。

【流通・販売対策】

③県漁連等への共販出荷については、漁獲情報の共有、共同集荷・運搬を行うことにより、特に夏場など漁閑期の陸送出荷経費の削減を図る。また漁協市場でセリ・入札を行う漁協においては、春先のトラフグやガザミ（有家町漁協）など時期による特定商品のロット不足、供給不足を補える体制を整え、市場の差別化と魚価の安定を図る。



④地元小売については、各漁協の既存の販路・取引形態を維持しつつ、各漁協間で在庫や漁獲情報の共有化を行うことにより、時期的な需要増に地域間で協力（販路を共有）して対応するとともに、既に取組を行っている深江地区をベースとしたインターネットを活用した直接販売や、市内外のスーパーや生協など新たな販路拡大に取り組み、より多くの漁獲物の販売価格を向上させ、魚価の安定と漁家所得向上を図る。

⑤既にブランド化に取り組んでいる「早崎瀬戸アラカブ」「島原半島はしり蛸」は、大口の注文や、ハイシーズンにおける注文増に対応するため、地域内で規格の統一、商品（漁獲物）在庫情報の共有、共同販売を推進し販売増大を図る。また、本市内の広域で漁獲・生産されるマダイ、ヒラメ、コウイカやワカメなど地域特産の水産物、及びハマチなどの養殖魚について、商品の特徴や需要・供給実態の把握とともに、新たなブランド化に取り組む、知名度向上と単価向上を図る。

⑥マダイや養殖クルマエビ、及びハマチなどの養殖魚は、地域内の加工業者や流通業者と連携して加工商品開発、販売促進を行うとともに、ワカメの茎などの未利用部分やコロダイなどの低利用魚種は、加工品開発や学校給食、地元飲食店への提供など、新たな有効活用方法を検討し、漁業者の所得向上を図る取り組みを実施する。

[2]漁協施設の充実

①各漁協の製氷機や冷凍庫、冷蔵庫などの施設について、今後の利用状況の変化を見据え、広域での共同利用を促進するとともに、機能の計画的な拡充を進める。

②活魚施設や漁協直売所など、魚価向上のために必要な施設を地域内に整備するとともに、共同利用や出荷調整、販売拡大を進め、漁業者の所得向上と漁村の活性化を図る。

また、併せて、東シナ海を漁場とする延縄漁業で漁獲される金目鯛やアカムツ、日本海を漁場とするいか釣り漁業によるスルメイカ、及びハマチなどの養殖魚を、直売所など地元で販売することにより、品揃えの充実・安定化と、地産商品の地元消費を進め、知名度の向上と魚価の安定を図る。

[3]観光産業との連携対策

①漁協及び漁業者は、観光産業との連携した取り組みを推進するため、青壮年部や女性部を中心とする活動組織を設立し、漁協や行政、観光協会などの関係団体との連携を強化する。

②イルカウォッチングなどのブルーツーリズムや、朝市などで地域を訪れる観光客等をターゲットに、水産物の直売や飲食等の機能を持つ漁協市場の整備や、海藻を用いた郷土料理である「イギリス」の体験料理教室など、新たな漁業体験の企画を展開し、地元観光資源の活用と、地産地消の促進などへの取組を行うことにより、漁家所得の向上を図る。

[4]資源管理対策

漁協及び漁業者は、各地区で実施している藻場造成や干潟の保全活動等について、各漁協間で情報共有を図る。また、地域の特徴的な取り組みは継続しつつ、広域で取り組む事で更なる効果が得られる取り組みを見定め、連携した取り組みを図る。

沿岸地域では漁獲の安定のため資源管理や種苗放流の広域連携を進める。また東シナ海の延縄漁業や日本海及び対馬周辺を漁場とするイカ釣り漁業などの沖合漁業では安定的な操業のため、同じ漁場を使う漁業者と連携協調し、共有資源の管理に努める必要がある。そのため、当該海域での操業でクロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

中核的担い手の育成

新規就業者の減少が続けば、更なる生産力の低下を招き、漁村の衰退につながることを関係者が認識し、その解決に向けて、下記の取り組みを着実に実施する。

[1]担い手の確保

- ①これまでの「南島原市漁業担い手確保推進協議会」を主体とした取組に加え、漁協、県、市が連携し、より多くの漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、情報提供を行うとともに、県の漁業研修制度による知識や技術習得を支援する。
- ②漁業に参入しやすい環境づくりのため、漁協、市が連携し、住居・中古漁具などを斡旋するしくみを作ることにより、着業時の生活面の不安や初期投資負担の軽減を図る。
- ③東シナ海はえ縄漁業や魚類養殖など雇用型漁業については、雇用環境の改善や経営強化・収益性の向上を推進することにより、新規就業者の雇用の場を確保する。

[2]担い手の育成

①広域再生委員会は、多数の漁業種類を行うなど生産活動に積極的で、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、また資源管理活動などにも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を、「中核的漁業者」に認定し、漁協・県・市は連携して、長崎県が行う水産経営支援事業を活用した経営指導などにより、経営者としての資質の向上を支援する。

②中核的漁業者は、経営の多角化や収益性の向上、競争力強化に積極的に取り組むことにより、優良経営体のモデルとなるとともに、地域全体を牽引する存在となる。こうした取り組みに対し、漁協・県・市は連携して、必要な機器導入や、漁船の更新などについて積極的に支援していくことにより、各地域のリーダーを育成し、地域全体の活性化を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

たもすくい網漁業で漁獲されるガザミは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、産卵期である6月の半月間において禁漁措置されており資源保護に取り組んでいる。その他、魚種により、漁獲可能サイズを決めて、それ以下のサイズは再放流する取り組みを行っている。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成29年度）

| | |
|------|---|
| 取組内容 | <p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>[1]生産・流通・販売対策</p> <p>【生産対策】</p> <p>①：漁協及び行政は、ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すためには、良質な種系の安定供給や、経費削減に取り組む必要があることから、現状の種系の入手先や自給生産等、養殖の現状について調査を行う。また、労働力の地域間協力や共同作業等の協議を開始する。</p> <p>②：漁業者や漁協及び行政は、漁船漁業の経費削減方法について協議を行う。</p> <p>【流通・販売対策】</p> <p>③：各漁協は経費の削減を目指し、集出荷方法の見直しに取り組むため、出荷先や輸送方法、それに伴う経費等について現状把握を行う。 また、市内には5箇所の漁協市場があるが、魚価の向上と安定を図るため、可能な範囲で市場の集約に取り組むとともに、魚種を集約するなどの市場の差別化に取り組むため、漁協及び行政は協議を開始する。</p> <p>④：漁協及び行政は、販売価格の向上を図るため、既存の取引形態は維持しつつ、市内外のスーパーや生協などへの流通増加や、インターネットを使った市外の消費者への販売について、実施方法等の検討を行う。</p> <p>⑤：既にブランド化している「早崎瀬戸アラカブ」や「島原半島はしり蛸」は、大口の取引やハイシーズンにおける注文増に対応するため、地区内全体の漁獲量や単価について、各漁協で協議を始める。 また、漁協及び行政は、本市内の水産物で新たなブランド化を図るため、対象となる魚種の検討を行う。</p> <p>⑥：各漁協は、加工品開発、販売促進を図り漁業所得向上を目指すため、加工品化や、その原料となる魚種について、漁獲量や単価の調査を開始する。 また、漁協及び行政は、未利用・低利用資源の有効活用を図るため、対象となる魚種等の選定を始める。</p> <p>[2]漁協施設の充実</p> <p>①：各漁協は、所有する製氷機や冷凍・冷蔵庫などの設備や機器について、</p> |
|------|---|

広域での利用を検討するため、稼働状況などを調査する。

②-1：漁協単位で行っている活魚の出荷について、各漁協の活魚施設では、規模が小さく活魚の増大が困難となっていることに加えて、それぞれの地区での水揚げにより単価が左右される状況を改善し、単価向上を図るため、各漁協はそれぞれの蓄養状況を調査する。また、漁協及び行政は、集約や共同出荷する事で、メリットがある魚種の検討を開始する。

②-2：漁協及び行政は、地元水産物の魚価の向上と知名度向上を図るため、漁協直売所の設置に向けて協議を行う。また、沖合漁業で漁獲される「金目鯛」や「アカムツ」、「スルメイカ」、及び養殖魚など地元漁業者が漁獲・生産する水産物の、地元流通についても併せて協議を行い、直売所などでの販売を行うことで、知名度向上を目指す。

[3]観光産業との連携対策

①：本市内の水産資源を活用した観光産業との連携や、広域での取り組み等を図るための組織として、漁協の枠を越えて、青壮年部や女性部を中心とする活動組織の設立を目指す。そのため、各漁協と行政はその対象となる漁業者の、年令等の協議を行うとともに、漁業者へ周知を行う。

②-1：加津佐地区を中心に「イルカウォッチング」が実施されており、地元漁港を訪れる観光客が増加している。訪れる観光客に対して、直売や荷捌きの見学、食事の提供などを実施することで、漁村の活性化と、魚価の向上を目指すため、漁協は事業者や観光協会との協議を開始する。

②-2：本市では、主に修学旅行生を対象とした民泊事業が盛んに行われている。漁業者の受入は有家地区で多く、民泊体験者に「お魚料理教室」や、地区の郷土料理である「イギリス」の料理実習など、積極的な取組が行われている。漁協及び行政は、全市を対象とした取り組みに発展させるとともに、地元の主婦層も体験等が行えるようにすることで、魚食普及や、消費拡大を図るため、実施方法等を検討する。

②-3：世界遺産候補の構成資産「原城」の知名度を利用し、南有馬地区の漁協及び漁業者が「原城海の朝市」を定期的で開催している。この取り組みを全地域に拡大し、広域で魚を提供することで、知名度向上と漁村の活性化を図る。そのため、漁協及び漁業者で協議を開始する。

[4]資源管理対策

各漁協は、それぞれの地区で取り組んでいる、藻場造成や干潟の保全活動等の資源管理活動について、漁協間で情報共有を図る。また、広域での実施について協議し、効果的な取り組みは広域的な実施を行う。

(2) 中核的担い手の育成に関する取組

[1]【担い手の確保】

①：漁協及び市は県と連携し、積極的に漁業就業者フェアや就業相談会に参加し、参加者の意見を反映しながら受入体制の検討を行う。

②：漁協及び行政は、漁業に参入しやすい体制を整備するため、空き家や

| | |
|-----------|--|
| | <p>市営住宅の入居条件と、不要となった漁具の調査を開始する。</p> <p>③：東シナ海延縄漁業等の雇用型漁業では、雇用環境の改善や経営強化等を支援し、本市内の水産業における重要な雇用の場として、その維持・発展を図る。そのため、漁業者や漁協及び市は連携して、新規就業者及び担い手の確保に努める。</p> <p>[2]【担い手の育成】</p> <p>①：行政は、中核的担い手等を対象とした漁業経営等に関する講習・勉強会を開催する。</p> <p>②：再生委員会は、漁船リース事業等を利用し、漁船及びエンジン等機器の更新を支援する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）：(1)－[1]－③</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>水産多面的機能発揮対策（国）：(1)－[4]</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業(国)：(2)－[1]－①③</p> <p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）：(2)－[1]－①③</p> <p>水産経営支援事業（県）：(2)－[2]－①</p> <p>新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）：(1)－[1]－⑥、[2]－②</p> |

2年目（平成30年度）

| | |
|------|--|
| 取組内容 | <p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>[1]生産・流通・販売対策</p> <p>【生産対策】</p> <p>①：漁協及び行政は、ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すため、各地区の現状を把握し、長崎県水産試験場などの関係機関と、種糸生産方法等の協議を始めるとともに、安定した供給方法について検討を行う。また、養殖漁業者も含めて、労働力の地域間協力等の協議を進める。</p> <p>②：漁業者や漁協及び行政は、漁船漁業の経費削減方法について協議を続ける。</p> <p>【流通・販売対策】</p> <p>③：漁協及び行政は、経費削減を目指し、集出荷方法の見直しに取り組むため、各地区の現状把握を行う。また、実証試験の補助事業を活用するなどして、輸送コスト削減方法を検討する。</p> <p>また、市内には5箇所の漁協市場があるが、魚価の向上と安定を図るため、可能な範囲で市場の集約に取り組むとともに、魚種を集約するなどの市場の差別化を行うため、漁協及び行政は協議を進める。</p> <p>④：漁協及び行政は、販売価格の向上を図るため、既存の取引形態は維持しつつ、市内外のスーパーや生協などへの流通増加や、インターネットを使った市外の消費者への販売について、実施方法等の検討を続ける。</p> <p>⑤：漁協及び行政は、ブランド魚の大口注文やハイシーズンの注文増に対</p> |
|------|--|

応するため、統一した規格の決定や、各漁協の漁獲状況の確認等が行える連携方法を、実証試験事業を活用するなどして協議を開始する。

また、新たなブランド化を図る魚種の選定を続ける。

⑥：漁協及び行政は、加工品開発、販売促進を図り、漁業所得向上を目指すため、各地区の加工品化を図る魚種について、広域で取り組むことにより、単価向上や経費の削減が図られる加工品を決定する。

また、漁協及び行政は、未利用・低利用資源の有効活用を図るため、対象となる魚種等を選定するとともに、活用方法について協議を行う。

[2]漁協施設の充実

①：漁協及び行政は、所有する製氷機や冷凍・冷蔵庫などの設備や機器について、広域での利用を検討するため、既存施設の実態を把握するとともに、今後の利用状況を調査する。

②-1：漁協及び行政は、単価向上を目指して活魚の集約や共同出荷に取り組むため、現在の活魚の出荷状況の共通認識を図る。また、対象となる魚種の協議を続けるとともに、集約した場合に必要な、活魚の蓄養施設について協議を開始する。

②-2：漁協及び行政は、地元水産物の魚価の向上と知名度向上を図るため、漁協直売所の設置に向けて協議を進める。また、沖合漁業で漁獲される「金目鯛」や「アカムツ」、「スルメイカ」、及び養殖魚など地元漁業者が漁獲・生産する水産物の、地元流通についても併せて協議を行い、直売所などでの販売を行うことで、知名度向上を目指す。

[3]観光産業との連携対策

①：本市内の水産資源を活用した観光産業との連携や、広域での取り組み等を図るための組織として、漁協の枠を越えて、漁業者の青壮年部や女性部などの活動組織の設立を目指す。このため、漁協及び行政は、規定した年令の漁業者や、漁業に携わる女性に対して、青壮年部や女性部の設立趣旨の説明するとともに参加要請を行う。

②-1：加津佐地区を中心に「イルカウォッチング」が実施されており、地元漁港を訪れる観光客が増加している。訪れる観光客に対して、直売や荷捌きの見学、食事の提供などを実施することで、漁村の活性化と、魚価の向上を目指す。そのため漁協は、事業者や観光協会との協議を進める。また、漁協及び行政は、荷捌きや直売等の事業を実施するために必要な施設の協議を行う。

②-2：本市では、主に修学旅行生を対象とした民泊事業が盛んに行われている。漁業者の受入は有家地区で多く、民泊体験者に「お魚料理教室」や、地区の郷土料理である「イギリス」の料理実習など、積極的な取組が行われている。漁協及び行政は、全市を対象とした取り組みに発展し、地元の主婦層も受入が行えるようにすることで、魚食普及や、消費拡大を図る取り組みを行うため、実施方針の検討を進める。

②-3：世界遺産候補の構成資産「原城」の知名度を利用し、南有馬地区の漁協及び漁業者が「原城海の朝市」を定期的で開催している。この取り組み

| | |
|-----------|---|
| | <p>を全地域に拡大し、広域で魚の提供をすることで、知名度向上と漁村の活性化を図るため、漁協及び漁業者で協議を進める。</p> <p>[4]資源管理対策 各漁協は、それぞれの地区で取り組んでいる、藻場造成や干潟の保全活動等の資源管理活動について、漁協間で情報共有を図る。また、広域での実施について協議し、効果的な取り組みは広域的な実施を行う。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成に関する取組</p> <p>[1]【担い手の確保】</p> <p>①：漁協及び市は県と連携し、積極的に漁業就業者フェアや就業相談会に参加し、参加者の意見を反映しながら受入体制の検討を行う。</p> <p>②：漁協及び行政は、漁業に参入しやすい体制を整備するため、空き家や市営住宅の担当部局との協議を行い、新規就業者への斡旋可能な住居の確保に努める。また、漁協は、漁協間の不要漁具の情報共有を図るとともに、所有者との協議を行う。</p> <p>③：東シナ海延縄漁業等の雇用型漁業では、雇用環境の改善や経営強化等を支援し、本市内の水産業における重要な雇用の場として、その維持・発展を図る。そのため、漁業者や漁協及び市は連携して、新規就業者及び担い手の確保に努める。</p> <p>[2]【担い手の育成】</p> <p>①：行政は、中核的担い手等を対象とした漁業経営等に関する講習・勉強会を開催する。</p> <p>②：再生委員会は、漁船リース事業等を利用し、漁船及びエンジン等機器の更新を支援する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）：(1)－[1]－③</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>水産多面的機能発揮対策（国）：(1)－[4]</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業(国)：(2)－[1]－①③</p> <p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）：(2)－[1]－①③</p> <p>水産経営支援事業（県）：(2)－[2]－①</p> <p>新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）：(1)－[1]－⑥、[2]－②</p> |

3年目（平成31年度）

| | |
|------|--|
| 取組内容 | <p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>[1]生産・流通・販売対策</p> <p>【生産対策】</p> <p>①：漁協及び行政は、ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すため、種糸生産や、安定供給方法の協議を進めるとともに、養殖漁業者が所有する</p> |
|------|--|

既存施設の活用や、新たに施設整備を行った際の、費用や運営方法等の検討を行う。また、労働力の地域間協力等について、養殖漁業者及び漁協は、必要な時期や必要な人員数などの把握を行う。

②：漁協及び行政は、漁船漁業の経費削減方法を決定し、漁業者への周知を図るとともに、その実施について支援を行う。

【流通・販売対策】

③：漁協及び行政は、集出荷方法の見直しに取り組むため、各漁協単位ではなく、漁協間での連絡や調整などの連携を行う事により、削減可能な方法を協議する。併せて、県漁連等の取引先との調整を行う。

また、漁協及び行政は、魚価の向上と安定を図るため、可能な範囲で市場の集約と差別化に取り組むため、市場の集約方針を決定するとともに、魚種の集約などの市場の差別化に取り組む。

④：漁協及び行政は、販売価格の向上を図るため、既存の取引形態は維持しつつ、直接販売の増加を図るため、対象となる魚種やその規格等を決定し、スーパーや生協への販売活動を開始するとともに、市外消費者に対して、インターネットを活用した直接販売に取り組む。

⑤：漁協及び行政は、統一した規格での出荷が可能となる連携方法を決定し、販路拡大方法の検討を行う。

また、新たなブランド化を図る魚種を決定し、水揚げや生産方法、出荷規格の統一など、各漁協は協議を続ける。

⑥：漁協及び行政は、加工品開発、販売促進を図り、漁業所得向上を目指すため、決定した商品の開発や製作について、地元の加工業者との協議を行う。また、漁協及び行政は、未利用・低利用資源の有効活用を図るため、対象となる魚種等を決定し、その有効活用法を決定する。

【2】漁協施設の充実

①：漁協及び行政は、所有する製氷機や冷凍・冷蔵庫などの設備や機器について、広域での利用を検討するため、把握した所有施設や設備等の実態と、今後の利用予想を元に、将来的な施設整備の方針について協議を開始する。

②-1：漁協及び行政は、単価向上を目指して活魚の集約や共同出荷に取り組むため、対象となる魚種等を決定するとともに、その蓄養方法について、専門機関と協議を行う。また、新たな施設が必要な場合は、その設置場所や運営方法を検討する。

②-2：漁協及び行政は、地元水産物の魚価の向上と知名度向上を図るため、漁協直売所の設置場所を決定し、必要な施設整備事業の実施に取り組む。また、沖合漁業で漁獲される「金目鯛」や「アカムツ」、「スルメイカ」、及び養殖魚など地元漁業者が漁獲・生産する水産物の、地元流通についても併せて協議を行い、直売所などでの販売を行うことで、知名度向上を目指す。また、沖合漁業での漁獲物の地元流通方法について、協議を続ける。

[3]観光産業との連携対策

①：本市内の水産資源を活用した観光産業との連携や、広域での取り組み等を図るための組織として、漁協の枠を越えて、漁業者の青壮年部や女性部など、活動組織の設立を目指す。このため、漁協及び行政は、青壮年部や女性部の設立について、漁業者等への理解を進め設立を目指す。また、個別の観光産業等との連携について協議を進める。

②-1：加津佐地区を中心に「イルカウォッチング」が実施されており、地元漁港を訪れる観光客が増加している。訪れる観光客に対して、直売や荷捌きの見学、食事の提供などを実施することで、漁村の活性化と、魚価の向上を目指す。そのため漁協は、事業者や観光協会との協議を進める。また、漁協及び行政は、荷捌きや直売等の事業を実施するために必要な施設整備について、協議を続ける。

②-2：本市では、主に修学旅行生を対象とした民泊事業が盛んに行われている。漁業者の受入は有家地区で多く、民泊体験者に「お魚料理教室」や、地区の郷土料理である「イギリス」の料理実習など、積極的な取組が行われている。漁協及び行政は、全市を対象とした取り組みに発展させるとともに、地元の主婦層も体験等が行えるようにすることで、魚食普及や、消費拡大を図るため、具体的な対象者や運営方法、必要な施設整備等の協議を行う。

②-3：世界遺産候補の構成資産「原城」の知名度を利用し、南有馬地区の漁協及び漁業者が「原城海の朝市」を定期的に開催している。この取り組みを全地域に拡大し、知名度向上と漁村の活性化を図るため、魚の集約方法等を決定し、朝市の拡大を図る。

[4]資源管理対策

各漁協は、それぞれの地区で取り組んでいる、藻場造成や干潟の保全活動等の資源管理活動について、漁協間で情報共有を図る。また、広域での実施について協議し、効果的な取り組みは広域的な実施を行う。

(2) 中核的担い手の育成に関する取組

[1]【担い手の確保】

①：漁協及び市は県と連携し、積極的に漁業就業者フェアや就業相談会に参加し、参加者の意見を反映しながら受入体制の整備を図る。

②：漁協及び行政は、漁業に参入しやすい体制を整備するため、空き家や市営住宅の担当部局との協議を行い、新規就業者への斡旋可能な住居の確保に努める。また、漁協は、漁協間の不要漁具の情報共有を図るとともに、所有者との協議を行う。

③：東シナ海延縄漁業等の雇用型漁業では、雇用環境の改善や経営強化等を支援し、本市内の水産業における重要な雇用の場として、その維持・発展を図る。そのため、漁業者や漁協及び市は連携して、新規就業者及び担い手の確保に努める。

| | |
|-----------|--|
| | <p>[2]【担い手の育成】</p> <p>①：行政は、中核的担い手等を対象とした漁業経営等に関する講習・勉強会を開催する。</p> <p>②：再生委員会は、漁船リース事業等を利用し、漁船及びエンジン等機器の更新を支援する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）：(1)－[1]－③</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>水産多面的機能発揮対策（国）：(1)－[4]</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業(国)：(2)－[1]－①③</p> <p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）：(2)－[1]－①③</p> <p>水産経営支援事業（県）：(2)－[2]－①</p> <p>新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）：(1)－[1]－⑥、[2]－②</p> |

4年目（令和2年度）

| | |
|------|--|
| 取組内容 | <p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>[1]生産・流通・販売対策</p> <p>【生産対策】</p> <p>①：養殖漁業者や漁協及び行政は、ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すため、これまでの取り組み結果を元に、安定した供給体制の整備を目指し、施設導入も含めて検討する。また、養殖漁業者及び漁協は、労働力の地域間協力について、具体的な協力体制の構築を目指す。</p> <p>②：漁協及び行政は、漁船漁業の経費削減方法の周知を図り、実施を支援する。</p> <p>【流通・販売対策】</p> <p>③：漁協及び行政は、集出荷方法の見直しに取り組むため、連携可能なコスト削減方法を決定し、その実施に向けて、漁協間での連携や協力体制を確立するとともに、漁連等取引先との実施方法の協議を行う。</p> <p>また、漁協及び行政は、魚価の向上と安定を図るため、市場の集約と魚種の集約などの市場の差別化に取り組む。</p> <p>④：漁協及び行政は、販売価格の向上を図るため、既存の取引形態は維持しつつ、直接販売の増加を図るため、対象となる魚種やその規格等を決定し、スーパーや生協への販売活動を開始するとともに、市外消費者に対して、インターネットを活用した直接販売に取り組む。</p> <p>⑤：漁協及び行政は、統一した規格での出荷が可能となる連携方法を決定し、新たにブランド化を図る魚種も含めて、販路拡大に取り組むとともに、地元消費の拡大を図るために、イベントへの出店などを行う。</p> <p>⑥：漁協及び行政は、加工品開発、販売促進を図り、漁業所得向上を目指すため、地元加工業者との協議を続け、商品の完成を目指す。</p> <p>また、未利用・低利用資源の販売拡大と、学校給食や地元飲食店への提供な</p> |
|------|--|

ど、地元消費拡大を目指す。

[2]漁協施設の充実

①：漁協及び行政は、所有する製氷機や冷凍・冷蔵庫などの設備や機器について、広域的な施設整備の方針を決定する。また、決定した方針に基づき、施設整備の補助事業を活用するなどして、随時、整備に取り組む。

②-1：漁協及び行政は、単価向上を目指して活魚の集約や共同出荷に取り組むため、必要な施設の規模や設置場所、運営方法を決定し、施設導入のための事業実施を図る。

②-2：漁協及び行政は、地元水産物の魚価の向上と知名度向上を図るため、漁協直売所を設置するため、補助事業を活用するなどして、施設整備の実施に取り組む。

また、沖合漁業で漁獲される「金目鯛」や「アカムツ」、「スルメイカ」、及び養殖魚など地元漁業者が漁獲・生産する水産物の、地元流通についても併せて協議を行い、直売所などでの販売を行うことで、知名度向上を目指す。

[3]観光産業との連携対策

①：本市内の水産資源を活用した観光産業との連携や、広域での取り組み等を図るための組織として、漁協の枠を越えて、漁業者の青壮年部や女性部などの活動組織の設立を目指す。また、個別の観光産業等との連携について協議を進める。

②-1：加津佐地区を中心に「イルカウォッチング」が実施されており、地元漁港を訪れる観光客が増加している。訪れる観光客に対して、直売や荷捌きの見学、食事の提供などを実施することで、漁村の活性化と、魚価の向上を目指す。そのため漁協は、事業者や観光協会との協議を行い、利用方法を決定し漁協の体制整備を図る。また、施設整備については必要な施設等を決定し、事業実施を図る。

②-2：本市では、主に修学旅行生を対象とした民泊事業が盛んに行われている。漁業者の受入は有家地区で多く、民泊体験者に「お魚料理教室」や、地区の郷土料理である「イギリス」の料理実習など、積極的な取組が行われている。漁協及び行政は、全市を対象とした取り組みに発展させるとともに、地元の主婦層も体験等が行えるようにすることで、魚食普及や、消費拡大を図るため、実施方針等を決定し、施設整備を目指す。また、設立予定の女性部での実施体制を構築する。

②-3：世界遺産候補の構成資産「原城」の知名度を利用し、南有馬地区の漁協及び漁業者が「原城海の朝市」を定期的で開催している。この取り組みを全地域に拡大し、知名度向上と漁村の活性化を図るため、魚の集約方法等を決定し、朝市の拡大を図る。

[4]資源管理対策

[5]：各漁協は、それぞれの地区で取り組んでいる、藻場造成や干潟の保全活動、種苗放流や新たに策定された資源管理計画等の資源管理活動について、

| | |
|-----------|--|
| | <p>漁協間で情報共有を図る。また、広域での実施について協議し、効果的な取り組みは広域的な実施を行う。</p> <p>②：沖合漁業者は安定的操業を図るため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成に関する取組</p> <p>[1]【担い手の確保】</p> <p>①：漁協及び市は県と連携し、積極的に漁業就業者フェアや就業相談会に参加し、新規就業者の増加を図る。</p> <p>②：漁協及び行政は、漁業に参入しやすい体制を整備するため、新規就業希望者への住居や、着業時に必要な中古漁具の、提供を行う体制の整備を図る。</p> <p>③：東シナ海延縄漁業等の雇用型漁業では、雇用環境の改善や経営強化等を支援し、本市内の水産業における重要な雇用の場として、その維持・発展を図る。そのため、漁業者や漁協及び市は連携して、新規就業者及び担い手の確保に努める。</p> <p>[2]【担い手の育成】</p> <p>①：行政は、中核的担い手等を対象とした漁業経営等に関する講習・勉強会を開催する。</p> <p>②：再生委員会は、漁船リース事業等を利用し、漁船及びエンジン等機器の更新を支援する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）：(1)－[1]－③</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>水産多面的機能発揮対策（国）：(1)－[4]</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業(国)：(2)－[1]－①③</p> <p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）：(2)－[1]－①③</p> <p>水産経営支援事業（県）：(2)－[2]－①</p> <p>新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）：(1)－[1]－⑥、[2]－②</p> |

5年目（令和3年度）

| | |
|------|--|
| 取組内容 | <p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>[1]生産・流通・販売対策</p> <p>【生産対策】</p> <p>①：漁協及び行政は、ワカメ・ヒジキなどの藻類養殖拡大を目指すため、種系の自給（共同）生産と、供給体制の整備を図る。また、地域間での協力体制の構築に取り組む。</p> <p>②：漁協及び行政は、漁船漁業の経費削減方法の周知を図り、実施を支援する。</p> <p>【流通・販売対策】</p> <p>③：漁協及び行政は集出荷方法の見直しに取り組むため、決定した連携方</p> |
|------|--|

法の実施を行い、経費削減に努める。
また、魚価の向上と安定を図るため、5箇所の漁協市場の集約と、魚種の集約などの市場の差別化に取り組む。

④：漁協及び行政は、販売価格の向上を図るため、既存の取引形態は維持しつつ、直接販売の増加を図るため、対象となる魚種やその規格等を決定し、スーパーや生協への販売活動を開始するとともに、市外消費者に対して、インターネットを活用した直接販売に取り組む。

⑤：漁協及び行政は、統一した規格での出荷が可能となる連携方法を決定し、新たにブランド化を図る魚種も含めて、販路拡大に取り組むとともに、地元消費の拡大を図るために、イベントへの出店などを継続して実施する。

⑥：漁協及び行政は、加工品開発、販売促進を図り、漁業所得向上を目指すため、地元加工業者との協議を続け、商品の完成を目指すとともに、行政と漁協でPR活動を行い販路の開拓に取り組む。

また、未利用・低利用資源の販売拡大と、学校給食や地元飲食店への提供など、地元消費拡大を目指す。

[2]漁協施設の充実

①：漁協及び行政は、所有する製氷機や冷凍・冷蔵庫などの設備や機器について、広域的な施設整備の方針を決定する。また、決定した方針に基づき、施設整備の補助事業を活用するなどして、随時、整備に取り組む。

②-1：漁協及び行政は、単価向上を目指して活魚の集約に取り組むため、漁協は新たな活魚施設の運用開始を目指し、施設整備や運営方法などの調整を進め、事業実施を図る。

②-2：漁協及び行政は、地元水産物の魚価の向上と知名度向上を図るため、漁協直売所の設置に向けて、施設整備事業の実施に取り組む。

また、沖合漁業で漁獲される「金目鯛」や「アカムツ」、「スルメイカ」、及び養殖魚など地元漁業者が漁獲・生産する水産物の、地元流通についても併せて協議を行い、直売所などでの販売を行うことで、知名度向上を目指す。

[3]観光産業との連携対策

①：設立した青壮年部や女性部などの活動組織を中心として、観光産業との連携や、広域での各種取り組み等の実施を図り、漁村の活性化を目指す。

②-1：加津佐地区を中心に「イルカウォッチング」が実施されており、地元漁港を訪れる観光客が増加している。訪れる観光客に対して、直売や荷捌きの見学、食事の提供などを実施することで、漁村の活性化と、魚価の向上に取り組む。そのため漁協は、事業者や観光協会との協議を随時行いながら、実施可能なサービスから随時取り組みを開始する。また必要な施設等の事業実施を図る。

②-2：本市では、主に修学旅行生を対象とした民泊事業が盛んに行われている。漁業者の受入は有家地区で多く、民泊体験者に「お魚料理教室」や、地区の郷土料理である「イギリス」の料理実習など、積極的な取組が行われている。漁協及び行政は、全市を対象とした取り組みに発展させるとともに、

| | |
|-----------|---|
| | <p>地元の主婦層も体験等が行えるようにすることで、魚食普及や、消費拡大を図るため、必要な施設整備を実施するとともに、可能な取り組みから、随時開始する。</p> <p>②-3：世界遺産候補の構成資産「原城」の知名度を利用し、南有馬地区の漁協及び漁業者が「原城海の朝市」を定期的で開催している。この取り組みを全地域に拡大し、知名度向上と漁村の活性化を図るため、魚の集約方法等を決定し、朝市の拡大を図る。</p> <p>[4]資源管理対策</p> <p>①：各漁協は、それぞれの地区で取り組んでいる、藻場造成や干潟の保全活動、種苗放流や新たに策定された資源管理計画等の資源管理活動について、漁協間で情報共有を図る。また、広域での実施について協議し、効果的な取り組みは広域的な実施を行う。</p> <p>②：沖合漁業者は安定的操業を図るため、クロマグロの混獲が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成に関する取組</p> <p>[1]【担い手の確保】</p> <p>①：漁協及び市は県と連携し、積極的に漁業就業者フェアや就業相談会に参加し、新規就業者の増加を図る。</p> <p>②：漁協及び行政は、漁業に参入しやすい体制を整備するため、新規就業希望者への住居や、着業時に必要な中古漁具の、提供を行う体制の整備を図る。</p> <p>③：東シナ海延縄漁業等の雇用型漁業では、雇用環境の改善や経営強化等を支援し、本市内の水産業における重要な雇用の場として、その維持・発展を図る。そのため、漁業者や漁協及び市は連携して、新規就業者及び担い手の確保に努める。</p> <p>[2]【担い手の育成】</p> <p>①：行政は、中核的担い手等を対象とした漁業経営等に関する講習・勉強会を開催する。</p> <p>②：再生委員会は、漁船リース事業等を利用し、漁船及びエンジン等機器の更新を支援する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）：(1)－[1]－③</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）：(2)－[2]－②</p> <p>水産多面的機能発揮対策（国）：(1)－[4]</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業(国)：(2)－[1]－①③</p> <p>浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）：(2)－[1]－①③</p> <p>水産経営支援事業（県）：(2)－[2]－①</p> <p>新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）：(1)－[1]－⑥、[2]－②</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業（国）（クロマグロ混獲回避活動支援）：(1)－[4]</p> |

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄を適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」は、活用を予定している国（水産庁以外を含む。）、地方公共団体等の補

助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

(5) 関係機関との連携

広域再生委員会や市内の各漁協を主体として、長崎県や南島原市、県漁連との連携を強化する。また、流通や種苗生産等の専門的な知識が必要となる取り組みの際は、長崎大学や総合水産試験場などとの連携が図れるような体制の整備を図る。

(6) 他産業との連携

地域活性化の取り組みは、市の観光部局や観光協会との連携を図り、協力体制の構築に取り組む。また、市内漁業者の漁獲物として、地元住民への提供に取り組むことから、地元の飲食店や教育機関等との連携を図る。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

①機能再編・地域活性化については、下記の項目について成果目標を定める。

- ・ 養殖ワカメの自給（共同）生産数量の増加
市内で種糸を自給（共同）生産することで、購入経費が不要となるため、購入に係る経費の削減が可能となることから、自給（共同）生産数量の増加を成果目標とする。
- ・ 直接販売量
これまで実施していない流通形態の導入により、漁村の活性化と魚価の向上を図るため、直売所やインターネットの活用、及びスーパー等の量販店との取引などの直接販売量を成果目標とする。
- ・ 活魚共同出荷の推進
各漁協間での連携を図ることで、単価の向上や経費の削減方法を検討することから、活魚の共同出荷数量を成果目標とする。
- ・ 加工（ブランド）品の製作数量
本地域内で漁獲・生産されるマダイやワカメ、深江地区で養殖している養殖クルマエビやコロダイなどの低利用魚種について、今後、広域で協議を開始してブランド化や加工品の製作などを検討することから、試作も含めた加工品の製作数量を成果目標とする。

②中核的担い手の育成については、下記の項目について成果目標を定める。

- ・ 中核的担い手認定者数

(2) 成果目標

| | | | |
|----------------------------|------|--------------|---------|
| 養殖ワカメ | | 基準年 平成 27 年度 | 45% |
| 種糸の自給（共同）生産率 | | 目標年 令和 3 年度 | 55% |
| 直接販売量 | | 基準年 平成 27 年度 | 0 t |
| (インターネット・直売所・スーパー) | | 目標年 令和 3 年度 | 漁獲量の 5% |
| 活魚共同出荷数量 (集約又は、共同出荷による) | ガザミ | 基準年 平成 27 年度 | 0 t |
| | トラフグ | 目標年 令和 3 年度 | 漁獲量の 5% |

| | | |
|----------------------------|--------------|------|
| 加工（ブランド）品の製作数量 （試作品も含む） | 基準年 平成 27 年度 | 0（品） |
| | 目標年 令和 3 年度 | 3（品） |
| 中核的担い手認定者数 | 基準年 平成 27 年度 | 0（人） |
| | 目標年 令和 3 年度 | 7（人） |

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

【ワカメの経費削減】

基準年：市内漁協における現状値の 45%とした。

（市内での養殖本数、約 1,900 本の内、自家養殖本数が約 860 本）

目標年：1 経営体あたり約 45 本の養殖実績となっているため、南有馬地区を除く 4 地区の漁業者から、それぞれ 1 経営体ずつの 4 経営体が新たに種糸を自給（共同）生産することで、地域内での種糸生産を拡大させる。

【直接販売】

基準年：市内漁協における現状値とした。

目標年：直売所の設置やスーパーなどの量販店への出荷、及びインターネットの活用など、直接販売を増加させる取組を複合して実施することとしているが、その対象魚種も含めて、本プランに基づき今後協議を行って決定する事から、対象魚種を暫定とする。このため、成果目標は対象と決定した魚種の、目標年に漁獲された数量の 5% を直接販売することを目指す。

【活魚共同出荷の推進】

基準年：市内漁協における現状値とした。

目標年：活魚の集約や・共同出荷など、それぞれで行っている活魚出荷の集約等を行う事により、経費の削減と単価の向上に取り組むことから、本プランに基づき今後協議を開始するが、現在各漁協で活魚として出荷しているガザミ・トラフグの、目標年に漁獲された数量の 5% を共同出荷することを目指す。

【加工（ブランド）品の製作数量】

基準年：市内漁協における現状値とした。

目標年：マダイやガザミ、コウイカなどの新たなブランド化、ワカメの未利用部分や養殖クルマエビなど養殖漁業に関連した加工品、コロダイなどの低利用魚種の単価向上を図る加工品などについて、検討を開始することから、試作品も含めて 3 品目の製作を成果目標とした。

【中核的担い手の育成】

基準年：市内漁協における現状値とした。

目標年：各地区から 1 名ずつの 5 名及び、延縄・イカ釣り漁業からそれぞれ 1 名以上の認定を目指すことで、それに続く担い手の育成を図る。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名 | 事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性 |
|--------------------------------|--|
| 広域浜プラン緊急対策事業（国） | プラン実現のための調査や試験等への取組に対する支援 |
| 水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） | 各施設の再編や、新たな施設整備等への支援 |
| 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） | 所得向上やコスト削減のために漁業者が取り組む機関換装等への支援 |
| 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） | 中核的漁業者の収益向上に必要な漁船リースへの支援 |
| 水産多面的機能発揮対策事業（国） | 漁業者が行う漁場環境保全活動等に対する支援 |
| 新規漁業就業者総合支援事業（国） | 新規漁業就業者確保のための、フェア参加や漁業研修等に対する支援 |
| 浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県） | 新規就業希望者の漁業研修中の生活費等に対する支援 |
| 水産経営支援事業（県） | 漁業所得向上のために、漁業者に対する経営診断、及び経営改善計画の策定に対する支援 |
| 新水産業収益性向上・活性化支援事業（県） | プラン実現のために必要な施設整備等に対する支援 |
| 広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（国） | かつおひき縄漁業者が安定的操業を図るため、クロマグロ混獲が確認された際、混獲を回避するための取組に対する支援 |

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性」のみ記載する。